諮問庁:外務大臣

諮問日:平成29年4月5日(平成29年(行情)諮問第128号)

答申日:平成30年1月12日(平成29年度(行情)答申第405号)

事件名:行政文書ファイル「従軍慰安婦問題」に含まれる文書の一部開示決定

に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の9文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不 開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、 不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年2月2日付け情報公開第00228号により外務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 文書38, 文書59, 文書61, 文書62, 文書73, 文書74, 文書75, 文書76及び文書77(以下,併せて「本件対象文書」という。)の文書の不開示部分の開示を求める。
- (2) これらの文書は「慰安婦」問題の解決のために外務省がどのように考え、どのように行動してきたのかを記録している文書と思われるものであり、未だ解決できないでいる原因が何であるのか説明しているものと思われる。
- (3) 平成3年12月に米国公文書館から甘言を弄して誘拐による, すなわち強制連行による朝鮮人女性の徴募があったことが記述されている文書を入手していたにも関わらず, 政府はそれらの文書はないと言い続けていたことが判明した。

また平成4年7月にはオランダの公文書館からバタビア裁判の記録を 外務省が入手していたにも関わらず、そのことを平成26年まで国民に 知らせずにいた。

(4) 庶民の言葉で言うならば、「慰安婦」問題で政府は嘘を言い、国民と世界をだまし続けていたのであるから、「慰安婦」問題関係文書を非公開とする利益は何もないのであり、このような経緯を考えるならば、全

てを公開して国民の検証を受けるべきであるが、少なくとも前記の文書 は公開すべきものと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

諮問庁は、異議申立人が平成26年5月30日付けで行った開示請求「従軍慰安婦問題(南東アジア第二課 作成1994年4月11日)」に対し、法11条に基づく決定期限の延長を行った後、相当部分の決定として12文書を特定し、7文書を開示、5文書を一部開示とする決定を行い(平成26年7月29日付け情報公開第01633号)、更に、最終決定として82文書を特定し、19文書を開示、59文書を一部開示、4件を不開示とする決定を行った(平成27年2月2日付け情報公開第00228号)。

これに対し、異議申立人は、平成27年3月29日付けで本件対象文書の不開示部分の開示を求める旨の異議申立てを行った。

- (2)本件対象文書について 本件異議申立ての対象となる文書は、別紙に掲げる9文書である。
- (3) 不開示とした部分について
 - ア 文書38は、個人の氏名、住所及び所属は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当し、不開示とした。さらに、1枚目上部余白の不開示部分は一般に公開されていない電話番号及びFAX番号であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。
 - イ 文書73,文書74及び文書76は,公にしないことを前提とした 関係国または関係機関との協議の内容に関する記述であって,公にす ることにより国の安全が害されるおそれ,関係国等との信頼関係が損 なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため, 法5条3号に該当し,不開示とした。
 - ウ 文書 5 9, 文書 6 2 及び文書 7 7 は、当該情報は国の機関内部の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換を損なうおそれがあるため、法 5 条 5 号に該当し、不開示とした。
 - エ 文書61及び文書75は、公にしないことを前提とした国会議員又は一般関係者との協議に関する情報であって、公にすることにより当該議員等との信頼関係が損なわれ、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。
- (4) 異議申立人の主張について 異議申立人は、「『慰安婦』問題で政府は嘘を言い、国民と世界を騙

し続けていたのであるから、『慰安婦』問題関係文書を非公開とする利益はなにもないのであり、すべてを公開して国民の検証を受けるべきであるが、少なくとも前記の文書は公開すべき」と主張する。

しかしながら、外務省は上記(3)のとおり、対象文書の不開示部分 決定にあたっては文書ごとに不開示該当事由について、法5条の各号に 照らして精査を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

- (1) 理由説明書の上記1(3) アにおいて、文書38の1枚目(上部余白) の不開示部分を「電話番号及びFAX番号」としたが「内線番号」 に修正する。
- (2)理由説明書の上記1(3)アにおいて、文書38の1枚目(本文3行目ないし9行目)ないし3枚目及び5枚目ないし13枚目の不開示部分を法5条1号に該当するとして不開示としたが、慰安婦問題等について特定の個人から得た情報が記載されており、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号の不開示事由を追加する。
- (3) 理由説明書の上記1(3) 工において、文書61を法5条6号に該当するとして不開示としたが、同文書には慰安婦問題等に係る関係国との協議の内容及び関係国における状況等についての情報が記載されており、これを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号の不開示事由を追加する。
- (4) 理由説明書の上記1(3) イにおいて、文書74を法5条3号に該当するとして不開示としたが、慰安婦問題等についての特定団体との意見交換の内容であって、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号の不開示事由を追加する。
- (5)理由説明書の上記1(3)イにおいて、文書76を法5条3号に該当するとして不開示としたが、慰安婦問題等について政府部内で協議・検討した内容が記載されており、これを公にすることにより、政府部内での自由闊達な議論に支障を来すなど、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあると認められるので、法5条5号の不開示事由を追加する。
- (6) 理由説明書の上記1(3) ウにおいて文書59の1枚目表題,日付け,

課室名及び本文1行目ないし4行目並びに3枚目及び4枚目,文書77の1枚目並びに2枚目1行目及び2行目の不開示部分については,法5条5号に該当するとして不開示としたが,改めて精査した結果,開示可能な情報と認められることから,開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年4月5日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月27日 審議

④ 同年10月30日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年12月4日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 平成30年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、行政文書ファイル「従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1994年4月11日」に保存された文書のうち、別紙の9文書である。

異議申立人は本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書のうち、上記第3の2(6)に掲げる部分は開示するが、その余の部分については法5条1号、3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)個人に関する情報について

文書38(1枚目本文1行目,4枚目,14枚目及び15枚目)の不 開示部分には、特定個人の氏名、住所、所属、写真及び経歴等に関する 情報が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

(2)関係国から取得した情報について

文書73及び文書76の「2.韓国政府の考え方」の不開示部分には、 慰安婦問題について関係国から取得した情報及びそれを踏まえた今後の 対応振りが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国から提供された情報及 び当時検討された日本政府の対応振りが明らかとなり、関係国との信頼 関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、 法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)慰安婦問題等に係る関係国との協議の内容及び関係国における状況等について

文書61の2枚目ないし4枚目1行目の内閣外政審議室長(当時)の 発言内容に係る不開示部分には、慰安婦問題等に係る関係国等との協 議の内容及び関係国における状況の評価等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、関係国との協議の内容及び 当時検討されていた日本政府の対応振り等が明らかとなり、関係国と の信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国等との交渉上不利益を被る おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると 認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当であ る。

(4) 政府部内で協議・検討した内容等について

文書59,文書62,文書76の「4.今後の対応」(2)及び(3)並びに文書77の不開示部分には、慰安婦問題等について政府部内で協議・検討した内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当時の政府部内における 慰安婦問題に関する未成熟な検討内容が明らかとなり、原処分時点においても、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かっ達 な議論に支障を来すなど、国の機関相互間の率直な意見の交換又は意思 決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法 5 条 5 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5)特定国会議員との協議の内容について

文書61(上記(3)の不開示部分を除く。)の不開示部分には、慰安婦問題に関する特定国会議員と外務省関係者との間のやり取りの内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6)特定の団体及び個人から得た情報等について

文書38(1枚目(本文3行目ないし9行目)ないし3枚目及び5枚目ないし13枚目),文書74及び文書75の不開示部分には、慰安婦問題等について、特定の団体及び個人から得た情報、特定の団体等とのやり取り等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後外交事務に必要な情報の入手が困難となるなど、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 1 号及び 3 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 我が国政府機関の非公表の内線番号について

文書38の1枚目最上部の不開示部分には、国の機関の非公表の内線 番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 1 号、3 号、5 号及び 6 号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別紙

- 文書38 元台湾籍日本兵よりの慰安婦問題に関する陳情
- 文書59 検討文書
- 文書61 従軍慰安婦問題(平成5年2月9日報告・供覧)
- 文書62 従軍慰安婦問題(平成5年2月8日報告・供覧)
- 文書73 報告・供覧
- 文書74 報告・供覧
- 文書 7 5 報告・供覧
- 文書76 従軍慰安婦問題(アジア局長の官房長官ブリーフ用資料)
- 文書 7 7 報告・供覧